

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 613,529 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,861,496 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

項目	予算科目			平成30年度 当初予算額	財源内訳				
	款	項	目		特定財源			一般財源	
					国県 支出金	地方債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会 福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	349,941	30,201	0	41	32,113	287,586
			老人福祉費	378,969	2,543	11,700	51,963	31,417	281,346
			障がい福祉費	43,452	25,931	0	0	1,760	15,761
			医療給付費	721,697	314,432	227,300	7,500	17,324	155,141
			社会福祉施設費	130,889	10,300	4,000	79,421	3,734	33,434
			障がい者総合支援費	1,772,616	1,272,090	0	0	50,277	450,249
			地域支援事業費	113,745	0	0	113,128	62	555
	児童福祉費	児童福祉総務費	153,856	73,917	0	16,051	6,417	57,471	
		児童措置費	4,038,511	2,547,523	0	326,777	116,943	1,047,268	
		母子福祉費	26,329	15,836	3,000	96	743	6,654	
		児童福祉施設費	65,166	23,598	0	10,054	3,166	28,348	
	生活保護費	生活保護総務費	11,675	3,011	0	0	870	7,794	
		扶助費	1,136,866	868,397	0	3,100	26,656	238,713	
	労働費	労働諸費	労働諸費	81,765	460	0	55,397	1,608	14,400
	教育費	小学校費	教育振興費	24,400	1,311	0	0	2,319	20,770
中学校費		教育振興費	21,700	1,320	0	0	2,047	18,333	
小計①				9,071,577	5,190,870	246,000	663,528	297,456	2,663,823
社会 保険	民生費	社会福祉費	介護保険費	1,346,051	0	0	0	135,209	1,210,842
			保険事業管理費	671,328	355,662	0	0	31,708	283,958
			後期高齢者医療費	1,253,370	210,913	0	2,968	104,415	935,074
小計②				3,270,749	566,575	0	2,968	271,332	2,429,874
保健 衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	112,998	2,354	17,600	12,859	8,054	72,131
			保健事業費	124,525	8,746	0	15,796	10,043	89,940
			予防費	133,214	0	0	3,507	13,029	116,678
			診療所費	132,453	12,400	0	0	12,059	107,994
			保健衛生施設費	15,980	0	0	490	1,556	13,934
小計③				519,170	23,500	17,600	32,652	44,741	400,677
合計①+②+③				12,861,496	5,780,945	263,600	699,148	613,529	5,494,374

※この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成30年度予算額の17分の7に相当する額とする。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。